

事 務 連 絡

平成22年2月9日

入国者収容所処遇担当首席入国警備官 殿
地方入国管理局処遇担当首席入国警備官 殿
地方入国管理局支局処遇担当首席入国警備官 殿
地方入国管理局出張所統括（上席）入国警備官 殿（下関，鹿児島）

法務省入国管理局警備課補佐官 磯部 哲郎

被収容者の死亡事故に係る再発防止について

今般，当局の収容施設に収容中のブラジル人男性がビニール製のゴミ袋をひも状にして使用し，居室内で縊首により死亡するという事案が発生しました。

現在，事実関係については調査中であるところ，各官署におかれては，本件事故発生の重大性にかんがみ，下記について速やかに所要の措置を執り，再発防止を徹底願います。

記

- 1 被収容者の所持品等の検査により，自殺・自損行為に使用されるおそれのある物品の居室内への持ち込みを阻止することを一層徹底すること。
- 2 被収容者に物品を使用させるときは，自殺・自損行為に使用されるおそれの有無を慎重に判断し，ゴミ袋等のビニール袋を始め，そのおそれが認められるものについては，居室内に搬入しないか，又は使用時間を制限する等限定的な使用にとどめること。
- 3 平素から被収容者の動静及び心情を把握することの徹底を一層図り，異状が認められるときは，速やかに対応策を講じること。